

地方自治体などの皆さまへ

# ハローワークの求職情報を活用して 就職支援サービスの充実が図れます

厚生労働省では、平成28年3月22日から、全国のハローワークが持っている求職情報を職業紹介事業者や地方自治体などに、「求職情報提供サイト」を通じて提供するサービスを開始します。

**地方自治体などの皆さまからの利用申請は、平成28年1月4日から2月26日までに所在地を管轄する労働局で受け付けます。**

(次回の申請受付は平成28年6月1日以降に行う予定です)

## 求職情報提供サービスの概要

一定の要件を満たした地方自治体などは、求職情報提供サイトを通じて、求職者へ職業紹介や各種就職のための支援の周知・広報などを行うことができます。

## サービスの利用対象団体

### <地方自治体>

- ① 職業安定法第33条の4第1項に基づく無料職業紹介事業を行う地方自治体で、利用申請日から起算して過去3か月以内に職業紹介事業者として常用\*就職の実績が1件以上あること。  
※雇用契約において雇用期間の定めがないか4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）
- ② 職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う地方自治体（求人者と求職者から金銭を徴収しない場合に限る）で、委託先が利用申請日から起算して過去3か月以内に職業紹介事業者として常用就職の実績が1件以上あること。
- ③ 職業紹介事業を行わない地方自治体のうち、就職のための各種支援を周知・広報などすることを目的として求職者への働きかけを希望する地方自治体

### <法令等に基づき指定等を受けた団体など>

以下の①または②のいずれかに該当し、利用申請日から起算して過去3か月以内に職業紹介事業者として常用就職の実績が1件以上ある場合、このサービスの対象とする。

- ① 職業安定法第33条第1項に基づく無料職業紹介事業者のうち、法令などに基づき国または都道府県の指定を受けて法令などで定められた特定の事務・事業を実施する法人で、厚生労働省職業安定局長が認める者
- ② 職業安定法第33条第1項に基づく無料職業紹介事業者のうち、特に公益性が高い事業として厚生労働省職業安定局長が認める無料職業紹介事業者  
(例) 都道府県ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターなど

## 提供の対象となる求職情報

提供を希望した求職者がハローワークに提出した求職申込書と求職公開申込書の情報のうち、**個人が特定できる情報（氏名、生年月日、性別、年齢、住所など）を除く以下の情報が対象**となります。

(1) 求職申込書\*の情報 ※ハローワークへ求職申込みを行う方全員が提出する書類です。

- ①希望する仕事 ②希望勤務時間 ③希望就業形態 ④正社員希望 ⑤派遣の可否 ⑥請負の可否 ⑦希望休日
- ⑧週休二日制の希望 ⑨希望勤務地（通勤方法、通勤時間の限度も含む） ⑩転居の可否 ⑪マイカー通勤希望
- ⑫希望収入（希望月収、希望時間額） ⑬条件・その他の希望 ⑭学歴・訓練等受講歴 ⑮自動車免許の有無
- ⑯免許・資格・特技 ⑰経験した主な仕事 ⑱退職時（現在）の税込み月収 ⑲あっせんを予定する職業の職業分類
- ⑳あっせんを予定する産業の産業分類 ㉑広域就業希望地（希望勤務地に対応した住所コード）
- ㉒Uターン・Iターン希望 ㉓免許・資格コード





## -求職者へサービスの利用案内を行う場合- STEP5▶利用案内メッセージの送信

検索結果が表示された求職情報一覧画面でサービスの利用案内を行う求職者を選択し、利用案内送信ボタンを押すことで、求職者あてに利用案内が送信されます。

- ◆利用案内メッセージの内容は、登録された利用団体情報からシステムが自動的に作成し、職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報（職種・業種・地域）、就職支援などの内容や個人情報管理・苦情処理責任者の情報などが記載されます。
- ◆求職者へ案内を送信できる件数は、総数で1日当たり1,000件が上限です。  
⇒サービスの利用案内を行った求職者から質問があった場合・・・STEP 6  
⇒求職者から求職申込みをしたい旨の連絡があった場合・・・STEP 7

## STEP6▶求職者からのメッセージへの返信

求職情報提供サイトのメッセージ一覧画面から、求職者からの受信メッセージを確認します。次に返信を行うメッセージを選択して、返信メッセージ登録画面からメッセージを送信します。

## STEP7▶職業紹介などのサービス提供

求職者へ連絡先を提示し、以降は求職情報提供サイトを經由せず、直接求職者と連絡を取り合い、職業紹介などのサービス提供を開始します。

※職業紹介などのサービス提供に当たっては、求職者からの求職申込みを受理する必要があります。

## 利用に当たっての注意事項

求職情報提供サービスの利用に当たっては、利用規約（地方自治体等用）の遵守が求められます。利用規約で遵守が求められる内容は、主に以下のとおりです。

### <職業安定法について>

求職者から求職申込みがあった場合には、すべて受理することが求められるとともに、求職者の個人情報の取扱いなど、職業紹介事業者として職業安定法上の義務などを負います。

### <求職情報の取得・利用について>

- ・求職情報の取得は、自ら行う職業紹介または就職に資する支援に案内することのみを目的とすること
- ・求職情報を利用自治体など以外の第三者へ提供しないこと
- ・偽りその他不正の手段によって求職者の個人情報を取得しないこと
- ・求職者の意に反した営業・勧誘活動や情報提供を一切行わないこと
- ・求職者からの求めがあった場合、情報の取得後、一定期間経過した場合、サービスの利用を停止することとした場合などには遅滞なく求職情報を削除・廃棄すること
- ・求職申込みなど氏名、連絡先などの個人を特定できる情報のやりとりは、求職情報提供サイト上では行わず、メールなど本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと
- ・このサービスを利用して、新規大学卒業者などに対して行う職業紹介以外の有料サービスの提供は求職者の承諾を得た場合を除き、行わないこと（職業紹介以外の有料サービスの提供は、その有料サービスについて別に定める様式によって、サービスの種類・金額などを、所在地を管轄する労働局に事前に届け出ること）

### <求職者への職業紹介について>

- ・求職者に対して、職業紹介または自治体の就職支援などと関連しないサービスの提供は行わないこと。求職者の希望がある場合に限り、職業紹介以外の有料の就職支援サービスの提供ができること
- ・求職申込みを受理した後は、利用自治体などの求職者であることを求人者に明確に示すこと
- ・このサービスを利用する求職者に派遣労働者としての登録を働きかけないこと

## <利用規約>

- ・利用自治体などによる求職情報提供サイト上のやりとり、職業紹介、関連サービスは、すべて利用自治体などの責任において実施していただくこととなり、ハローワークは一切の責任を負いません。
- ・利用自治体などからの利用案内メッセージを受信拒否している求職者数が一定数を超えた場合は、労働局またはハローワークは、その利用自治体に対して、サービスの利用状況の確認や指導を行います。
- ・労働局またはハローワークは、利用自治体などに職業安定法違反や利用規約の違反行為が確認された場合には、是正要請を行うとともに、一定期間利用自治体などのサービス利用を停止する措置をとります。また、再度、利用規約の違反行為が行われた場合や、悪質性が高いと判断される事案については、利用自治体などのサービスの利用を解除します。
- ・サービス利用停止の措置がとられた場合は、サイト上に掲載される利用団体の一覧表に「停止」の旨とその理由が記載され、停止期間が定まっている場合は、その期間が記載されます。また、利用解除の措置がとられた場合には、サイト上の利用解除となった利用団体の一覧表に、利用解除となった日から起算して3年間掲載されます。

## 連絡責任者、個人情報管理・苦情処理責任者の選任

このサービス利用に当たって、労働局とハローワークとの連絡調整に当たる連絡責任者（このサービスの利用により行う業務の責任者）並びに個人情報の管理と、このサービスを利用する求職者などからの苦情の申し出の処理に対応する個人情報管理・苦情処理責任者を、常勤の職員から各1名選任していただく必要があります。

なお、地方自治体が職業紹介事業を職業紹介事業者に委託する場合は、委託先の職業紹介事業者も常勤の職員から連絡責任者と個人情報管理等責任者を選任する必要があります。

## 求職情報提供サイト利用Q&A

### Q1. このサービスの利用に当たり、特別なソフトウェアをインストールする必要はありますか？

A1. 特別なソフトウェアのインストールの必要はありません。ただし、システム・セキュリティ確保のため、アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの提供ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にしておくことが必要です。

### Q2. このサービスの利用に関する各種手続き（変更、更新、利用停止）は、ハローワークインターネットサービス上でできますか？

A2. 各種手続きは、労働局に必要な書類を提出していただく必要があります。手続きに必要な様式は、ハローワークインターネットサービス上に掲載しますので、ご活用ください。

### Q3. 職業紹介事業の委託先を変更しましたが、このサービスの利用に当たり手続きは必要ですか？

A3. 労働局へ変更申請書の提出が必要となりますので、直ちに提出してください。

詳細はハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.go.jp/>) をご覧いただくか、(12月下旬に掲載予定)、最寄りの労働局職業安定部にお問い合わせください。

労働局 所在地

検索